

森林再生事業間伐業務委託仕様書

本委託契約書第1条に定める仕様は、以下のとおりとする。

1 施業範囲の確定等

(1) 次に掲げる間伐実施予定地のうち、発注者が指示する地域とする。

ア 新規

手入れの遅れているスギおよびヒノキの人工林

イ 2回目

原則として平成15年度から平成19年度までに森林再生事業によって間伐事業を実施した森林

(2) 伐採する樹種は、スギおよびヒノキとし、針広混合林化の導入に向けて、極力スギおよびヒノキ以外の樹高2メートル以上の樹木は伐採しないこと。ただし、タケ類についてはこの限りでない。

(3) 伐採面積の確定は、現地測量を行い決定するものとする。

(4) 業務完了の報告は、別紙「間伐業務実施報告書」により行い、当該報告書には次の書面を添付すること。

ア 測量結果図面

イ 樹種割合、立木密度、林齢、標準径および現地位置図

ウ 記録写真撮影基準（別紙）にもとづく「作業記録写真帳」

2 作業の実施

(1) 新規に間伐を行う場合は、伐採する立木の本数は、区画の立木の本数の30パーセント以上とする。

また、2回目の間伐を行う場合は、原則として区画の立木の本数の30パーセント以上とするが、やむを得ない場合は20パーセント以上とすることができる。

(2) 原則として、立木の根元から伐倒すること。

(3) 伐採木の選定は、残存木の間隔を重視して行い、特に奇形木を優先すること。

(4) 伐採木は、枝を払った上、残存木の根元に横伏せすること。玉切りは必要に応じて行うこと。

(5) 伐倒方向の選定に当たっては、木の傾き、枝の着き具合、隣接木の状態、地形、風向き、風速などを考慮するとともに、伐倒した木が流

出しないよう注意すること。

(6) 地形、下層植生等の周囲の環境に対する影響を少なくするよう十分配慮すること。

(7) 作業面積の計測と作業地の位置の測定を行うとともに、目印となる測点1点以上に杭を設置すること。

なお、位置の測定はGPSにより緯度、経度、標高等を測定することとする。

また、計測した面積および位置データを紙および電子媒体により発注者に提出すること。

(9) 2回目の間伐を行う場合は、既存の測量成果をもとに、実施面積の現地確認が可能なように作業範囲を明示するとともに、図面を作成し、発注者に提出すること。

(10) 施工箇所における樹種割合、立木密度、林齢、標準直径等の基礎データおよび施工箇所位置図（A3判程度）を発注者に提出すること。

3 補正積算要領

作業実施山林が次に該当する場合は、単価表に明示のとおり「補正」し、請求できるものとする。

(1) 補正

ア 通勤補正

入山地点から作業現場の中心地までの片道通勤時間を30分ごとに区分し、通勤補正する。ただし、入山地点とは、作業現場に到達するまでの通常のコース上で、自動車から降車して徒歩による移動を開始する地点等とする。

イ 植生補正

植生の状況は以下を基準とする。

下草等刈払物の量（目安）	
疎	100㎡当たり6束以下（植生の繁茂が少ない場所）
中	100㎡当たり7～12束（「疎」・「密」以外の場所）
密	100㎡当たり13束以上（植生の繁茂が著しい場所）

※ 1束とは、刈払物の1メートル縄締め（胴回り1メートル）を指す。

※ 掛り木等で作業が困難な場合もこの植生補正を適用する。

ウ 傾斜補正

作業地の傾斜にあわせ補正する。ただし、1 作業地の中に緩傾斜から急傾斜まで含まれる場合は、平均をとる。

(2) 付帯作業

付帯作業については、施行場所ごとに協議の上、適用する。ただし、コンパス測量およびGPS測量については、全ての施行場所に適用する。

ア コンパス測量（単位：ヘクタール）

事業地面積の確定を行う。測量に際し、後日復元できるよう確認しやすい測点1点以上にプラスチック杭（70ミリメートル×70ミリメートル×600ミリメートルを標準とする。）を設置する。

イ GPS測量（単位：箇所）

事業地の位置情報をGPSにより測定する。測定に際し、後日復元できるよう確認しやすい測点1点以上にプラスチック杭（70ミリメートル×70ミリメートル×600ミリメートルを標準とする。）を設置する。

ウ 作業道設置（単位：メートル）

急斜面等で間伐を安全に行うために最低限の作業用歩道（幅員0.4メートル程度）の設置が必要な場合

エ 防護柵設置（単位：メートル）

作業時に、落石等が作業地外に出ることを防ぐために最低限の防護柵（柵高0.3メートル程度）の設置が必要な場合

オ 作業案内板設置・撤去（単位：基）

遊歩道沿いなど、森林再生事業実施地であることを現場で明示する必要がある場合に設置する。

また、既設の案内板において、老朽化等により効果が得られないものは撤去し、新設する。

カ 山見割増（単位：回）

境界が分りづらく、隣接所有者と2回以上立会いが必要な場合に実施する。なお、通常の間見は諸経費に含むものとする。

キ 施設近接地作業

(ア) 交通整理（2人／組）（単位：日）

道路、鉄道および住宅等の近接地作業で交通整理員を配置する必要がある場合

(イ) クレーン運転（単位：日）

道路直近での作業や溪流沿いなどで、伐採した樹木が流出する恐れがあり、クレーン等の重機を使用する場合

(ウ) 牽引作業（単位：本）

道路、鉄道および住宅等に直近している立木で牽引による安全対策が特に必要な場合

ク 土壌保全柵設置（単位：メートル）

間伐実施地において土壌流出などのおそれがあり、表土保全の必要がある場合

ケ 景観間伐（単位：ヘクタール）

遊歩道からの景観確保等のため強度（おおむね5割）の間伐を行う場合

コ 列状間伐（単位：ヘクタール）

遊歩道からの景観確保等のため歩道沿いの一定幅（20メートル幅を標準とする。）について伐採を行う場合

サ 支障枝せん定（単位：ヘクタール）

遊歩道からの景観確保等のため歩道沿いの一定幅（20メートル幅を標準とする。）について、樹冠長の2割程度の支障枝せん定をする場合

シ 風倒木等処理（単位：本）

風雪害等により、幹が曲がっている立木や根が浮いている立木を伐木する場合

4 確認および立会い等

発注者は、補正内容を確認するために、必要に応じ現場立会いを行い、資料請求を行うことができるものとする。

また、受注者は、確認および立会いに要する準備、人員および機材等の提供ならびに資料等の整備を行うものとする。

5 安全管理

(1) 受注者は、作業を行うときは、常に作業の安全に留意して現場の管理を行い、災害の防止に努めること。

(2) 受注者は、作業現場内の危険防止のために次の事項を遵守するとともに、必要な場合には、常に万全の措置をとること。

ア 作業の施行に当たっては、作業者の安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）にもとづく措置を常に講ずること。

イ 事故の発生に備え、緊急時における関係連絡先等を記した緊急連絡通報表を作成すること。

また、緊急の連絡手段を常に備えること。

ウ 暴風雨その他の非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機の措置がとれるようにすること。

(3) 受注者は、作業施行中、火災を発生させないように十分な防火措置を講ずるとともに、火災が発生した場合には、他に危害を及ぼさないように危険防止のための必要な措置を講ずること。

(4) 受注者は、作業の施行に当たり、必要な人員を配置して安全管理と事故防止に努めること。

(5) 受注者は、作業を各作業に適した方法に従って施行し、不完全な施行等によって事故を起こすことがないように十分に注意すること。

(6) 受注者は、作業現場において常に危険防止に対する認識を新たにするとともに、作業に当たって策定した作業の手順、作業者の配置等の作業内容や危険区域の範囲、上下作業および接近作業の禁止、合図の方法について作業者全員に徹底すること。

また、作業前には作業者全員で十分な打合せを行うこと。

(7) 受注者は、高所で作業を行う場合には、安全帯の装着等の安全対策を講ずること。

(8) 受注者は、制服の着用および保護具の使用を作業員に指導すること。

(9) 受注者は、第三者の安全確保のため、作業区域には作業に従事している者以外の者が立ち入らないよう注意すること。

(10) 受注者は、作業施行中事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因および経過、事故による被害の内容等についてただちに発注者に報告すること。

以 上